



平成 25 年 3 月 21 日
港湾局総務課

境港港湾区域の変更について

標記の事案については、平成 25 年 3 月 21 日の運輸審議会において、国土交通省設置法第 15 条第 3 項の規定に該当する事案として認定されました。

なお、港湾区域の変更に係る国土交通大臣同意については、速やかに行う予定です。

記

境港港湾区域の変更（申請者 境港管理組合）

【連絡先】

港湾局総務課 小田・田中

TEL : 03-5253-8111 (内線 46164)

03-5253-8662 (直通)

FAX : 03-5253-1648

申 請 案

申請種別	申請 年月日 受付	申請者名	申請内容	申請理由
港湾区域の変更同意	平成 25 年 2 月 25 日 平成 25 年 3 月 4 日	境港港湾管理組合 (境港港湾管理者)	境港港湾区域の変更 (別添図面のとおり)	<p>境港においては、平成 15 年頃から波高が低いにもかかわらず、大型船舶が動搖するなど荷役障害が頻発するようになつたことから、海象条件を分析したところ、長周期波の影響であることが判明し、これを原因として港内静穏度が確保出来なくなつたことが明らかになった。</p> <p>これに対応するため、既設防波堤（沖防波堤）の延伸等を実施することとしたが、平成 25 年度中には現港湾区域外における現地着手となる見込みであることから、これを包含した区域に変更し、一体の港湾として管理運営を行うため境港港湾管理者境港管理組合より港湾区域の変更同意申請がなされたものである。</p>

(1) 現港湾区域（昭和 51 年 3 月 30 日付け港管第 1211 号）

美保関三角点 (167.27 メートル) から 213 度 30 分 1,260 メートルの地点から 206 度 3,760 メートルの地点まで引いた線、同地点から 241 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに上大沢三角点 (5.64 メートル) から 306 度 2,115 メートルの地点から江島北東端まで引いた線及び江島北西端から和名鼻まで引いた線下流の斐伊川水面。ただし、漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）により指定された境漁港の区域及び海崎港の港湾区域を除く。

(2) 変更予定港湾区域

美保関三角点 (167.27 メートル) (北緯 35 度 33 分 59 秒 東経 133 度 18 分 26 秒) から 213 度 30 分 1,260 メートルの地点 (北緯 35 度 33 分 25 秒 東経 133 度 17 分 59 秒) から 206 度 4,115 メートルの地点まで引いた線 (北緯 35 度 31 分 25 秒 東経 133 度 16 分 47 秒)、同地点から 244 度 35 分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中大沢三角点 (5.64 メートル) (北緯 35 度 30 分 43 秒 東経 133 度 13 分 09 秒) から 306 度 2,115 メートルの地点 (北緯 35 度 31 分 23 秒 東経 133 度 12 分 01 秒) から江島北東端まで引いた線及び江島北西端から和名鼻まで引いた線下流の斐伊川水面。ただし、漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）により指定された境漁港の区域及び海崎港の港湾区域を除く。

境港港湾区域変更図

